

変更の背景

- ・近年、女性の就業率向上等を背景に、保育の受け皿の拡充が強く求められているため、府では、保護者ニーズを把握するための調査を実施しました。
- ・調査結果によって判明した、長時間・長期休業期間における預かり保育のニーズを踏まえ、府の補助制度を再構築し、より多様な保育ニーズに対応した預かり保育を支援します。

主な変更点

1. 「通常保育日」については、預かり保育の開設時間等により、補助単価の異なる3つの区分（A～C）に分かれ、いずれか一つの区分が適用されることとなります。
 - ・補助制度の変更を踏まえ、保護者の希望に応えることのできる預かり保育実施体制の整備をお願いします。
 - ・C区分は将来的に無くなります。令和6年度以降は、1日4時間以上預かり保育を開設していなければ、補助対象外となる予定です。
2. 担当教員の資格が変更されます。

なお、保護者への情報提供のために、各園の預かり保育の状況（開設時間や長期休業中の実施有無等）を大阪府のホームページに掲載するとともに、市町村に情報提供する予定です。

大阪府のホームページには各園のホームページのURLも掲載する予定ですので、各園のホームページにおいては、保護者が必要とする情報を分かりやすく掲載いただきますようお願いいたします。

大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金 令和3年度からの変更について

1. 「通常保育日」については、預かり保育の開設時間等により、補助単価の異なる3つの区分（A～C）に分かれ、いずれか一つの区分が適用されることとなります。

主な補助要件（詳細は次年度にお示しする補助対象基準を確認してください。）

A区分	<ul style="list-style-type: none"> 1日4時間以上預かり保育を開設し、18時以降（18時を含む）も開設 1日11時間以上開園
B区分	<ul style="list-style-type: none"> 1日4時間以上預かり保育を開設
C区分	<ul style="list-style-type: none"> 1日2時間以上4時間未満、預かり保育を開設

R3補助単価（予定）

（単位：千円）

教員数	通常保育日				長期休業日		休業日	
	2時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上	15日以上 30日未満	30日以上		
A	1人	1,400	1,700	2,200	2,800	160	160	300
	2人	1,900	2,600	3,500	4,500	330	440	700
	3人	2,400	3,340	4,600	5,900	510	680	1,040
B	1人	1,200	1,500	2,000	2,600	160	160	300
	2人	1,700	2,400	3,300	4,300	330	440	700
	3人	2,200	3,140	4,400	5,700	510	680	1,040
C	1人	1,000	1,300	1,800	2,400	160	160	300
	2人	1,500	2,200	3,100	4,100	330	440	700
	3人	2,000	2,940	4,200	5,500	510	680	1,040

★注意点★

- ・**預かり保育開設時間や開園時間は、必ず保護者向け通知に明示してください。**保護者向け通知で確認できない場合は、補助対象外となります。
- ・**C区分は3ヶ年度の時限措置**です。C区分のR4単価はR3単価▲10万円、R5単価はR3単価▲20万円、R6からは「A区分」と「B区分」のみとなる予定です。

2. 担当教員の資格が変更されます。

従来の預かり保育担当者の資格要件

幼稚園教諭免許または保育士資格を有する者



令和3年度の預かり保育担当者の資格要件

幼稚園教諭免許または保育士資格を有する者

※「幼稚園教諭免許を有する者」には、幼稚園教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く）を含む

★注意点★

- ・幼稚園教諭免許が休眠している預かり保育担当者についても、預かり保育事業補助金申請上の担当者数に含めることができますが、各園で免許状を必ず確認し、免許状写しを園で保管してください。

大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金 令和3年度からの変更について

預かり保育事業補助金における「開園時間」等は、以下の内容を指します。

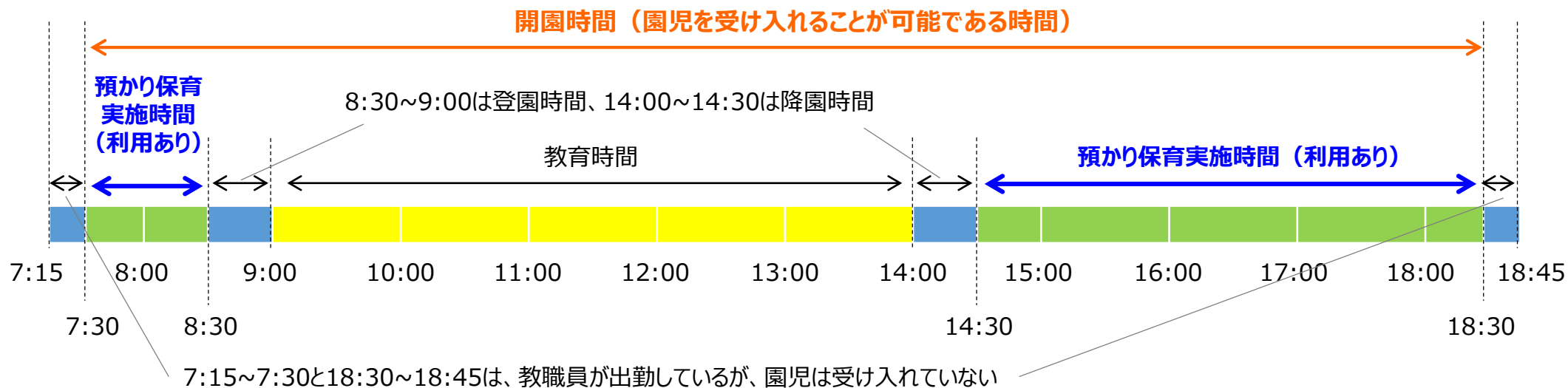
■用語の説明	開園時間	: 保護者向け通知で明示している、園児を受け入れることが可能である時間で、そのうち最も早い時間から最も遅い時間までを指す
	預かり保育開設時間	: 預かり保育の利用が可能であることを保護者向け通知で明示している時間
	預かり保育実施時間	: 当日に、実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間（実績）

例1) 幼稚園Aの●月●日の預かり保育の実施状況（下記の図を参照）

- ・教職員は7:15に出勤し、18:45に退勤
- ・預かり保育を7:30~8:30、14:30~18:30に開設している
- ・●月●日は、7:30~8:30、14:30~18:30に預かり保育の利用があった

上記の場合 → 開園時間 は**11時間** (7:30~18:30)
 預かり保育開設時間 は **5時間** (7:30~8:30及び14:30~18:30)
 預かり保育実施時間 は **5時間** (7:30~8:30及び14:30~18:30)

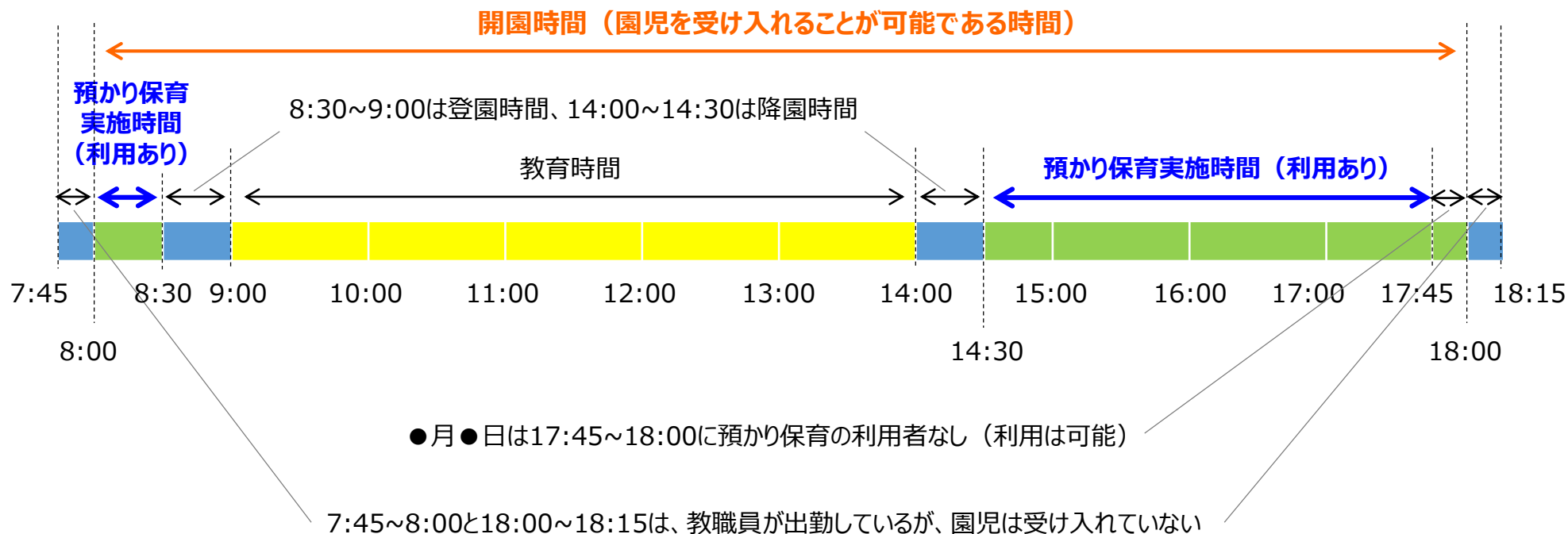
下記の図の凡例	
教育時間	:
預かり保育開設時間	:



例2) 幼稚園Bの●月●日の預かり保育の実施状況 (下記の図を参照)

- ・教職員は7:45に出勤し、18:15に退勤
- ・預かり保育を8:00~8:30、14:30~18:00に開設している
- ・●月●日は、8:00~8:30、14:30~17:45に預かり保育の利用があった

上記の場合 → 開園時間 は**10時間** (8:00~18:00)
 預かり保育開設時間は **4時間** (8:00~8:30及び14:30~18:00)
 預かり保育実施時間は **3時間45分** (8:00~8:30及び14:30~17:45)



上記の図の凡例
 教育時間 :
 預かり保育開設時間 :